

令和3年6月1日

保護者 様

埼玉県立草加南高等学校長 川田 清隆

まん延防止等重点措置期間再延長に伴う感染症対策の徹底について（部活動）

平素より本校の教育活動及び新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について、ご理解とご協力をいただき感謝を申し上げます。

さて、埼玉県教育委員会より「まん延防止等重点措置実施期間再延長に伴う県立学校の部活動について」が示されたことに伴い、下記のとおり変更しましたので、ご確認をお願いいたします。

## 記

### 1 期間

6月1日（火）から6月20日（日）まで

### 2 試行期間の設定

- (1) 試行期間Ⅰ：6月 1日（火）～ 6日（日）活動は週3日以内
- (2) 試行期間Ⅱ：6月 7日（月）～13日（日）活動は週4日以内
- (3) 試行期間Ⅲ：6月14日（月）～20日（日）活動は週5日以内

- \* 試行期間Ⅰ・Ⅱ・Ⅲともに、平日は90分程度、土日の活動は、どちらか1日のみとし、1回120分程度とする。
- \* 当該期間が対外運動競技大会やコンクール等の当日から起算して14日以内に該当する場合は『埼玉県の部活動の在り方に関する方針』及び本校の部活動の方針に基づく活動を行う。ただし、合同練習、練習試合等については自校を含めて2校で行う。また、県内のみの活動とする。

### 3 留意事項（下記の内容は引き続き徹底してまいります。）

- ・飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は行わない。ただし、大会前にあたり、事故防止の観点から必要な活動は感染対策を徹底した上で、最小限の活動とする。
- ・部室の利用は、短時間の更衣と道具の出し入れのみとする。
- ・部活動終了後は、寄り道をせず速やかに帰宅すること。